

# 雇用関係助成金一覧

## A. 雇用維持関係の助成金

1	雇用調整助成金	休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する
---	---------	---------------------------

## B. 再就職支援関係の助成金

2	労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)	離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託して行う
---	---------------------	--------------------------------------

## C. 高齢者・障害者等関係の助成金

3	特定求職者雇用開発助成金(☆)	I 特定就職困難者雇用開発助成金	高齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる
		II 高齢者雇用開発特別奨励金	65歳以上の高齢者を雇い入れる
		III 被災者雇用開発助成金	震災により離職した求職者を雇い入れる
4	高齢者雇用安定助成金※	I 高齢者活用促進コース	高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する
		II 高齢者労働移動支援コース	他企業の定年退職予定者を雇い入れる
5	障害者トライアル雇用奨励金☆	I 障害者トライアル雇用奨励金	障害者を試行的・段階的に雇い入れる
		II 障害者短時間トライアル雇用奨励金	短時間労働の精神障害者・発達障害者を試行的・段階的に雇い入れる
6	障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)	障害者を初めて雇い入れる	
7	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	施設整備をして障害者を10人以上雇い入れる	
8	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる	
9	精神障害者等雇用安定奨励金	I 精神障害者雇用安定奨励金	働きやすい職場づくりを行い精神障害者を雇い入れる
		II 重度知的・精神障害者職場支援助成金	職場支援員を配置して精神障害者等を雇い入れる
10	障害者作業施設設置等助成金※★	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	
11	障害者福祉施設設置等助成金※★	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	
12	障害者介助等助成金※★	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等を実施する	
13	職場適応援助者助成金※★	障害者の援助を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置する	
14	重度障害者等通勤対策助成金※★	障害者の通勤を容易にするための措置を実施する	
15	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金※★	障害者を多数継続雇用する事業施設の整備等を実施する	
16	障害者能力開発助成金※★	障害者に対して職業訓練を受講させるなどの能力開発訓練事業を行う	

## D. 雇入れ関係のその他の助成金

17	トライアル雇用奨励金(☆)	安定就業を希望する未経験者等を試行的に雇い入れる	
18	地域雇用開発助成金	I 地域雇用開発奨励金	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる
		II 沖縄若年者雇用促進奨励金	沖縄県内で事業所を設置整備して35歳未満の若年者を雇い入れる

## E. 雇用環境の整備関係等の助成金

19	中小企業労働環境向上助成金	I 個別中小企業助成コース	評価・処遇制度や研修体系を整備する 介護労働者のために健康づくり制度の導入、介護福祉機器の導入等により雇用管理の改善を図る
		II 団体助成コース	中小企業のために人材確保や労働者の職場定着を支援する事業を行う
20	建設労働者確保育成助成金	建設労働者の雇用管理改善制度の導入、魅力ある職場づくりを行う	
21	通年雇用奨励金	季節労働者を通年雇用する	

## F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

22	両立支援助成金	I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	事業所内保育施設を設置・運営・増築する
		II 子育て期短時間勤務支援助成金	育児のための短時間勤務制度を整備し、利用させる
		III 中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	育児休業代替要員を確保する
		IV 中小企業両立支援助成金(休職中能力アップコース)	育児・介護休業者に休業後の再就業を円滑化するための講習を受講させる
		V 中小企業両立支援助成金(継続就業支援コース)	育児休業者を原職等に復帰させる
		VI 中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)	有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる

## G. キャリアアップ・人材育成関係の助成

23	キャリアアップ助成金	I 正規雇用等転換コース	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する
		II 人材育成コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う
		III 処遇改善コース	賃金水準の向上を図る
		IV 健康管理コース	健康診断制度を導入する
		V 短時間正社員コース	短時間正社員への転換や雇入れを行う
		VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する
24	キャリア形成促進助成金	I 政策課題対応型訓練(若年人材育成コース)	採用後5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う
		II 政策課題対応型訓練(成長分野等人材育成コース)	正規雇用労働者に対して健康・環境・農林漁業等分野に関連する職業訓練を行う
		III 政策課題対応型訓練(グローバル人材育成コース)	グローバル人材を国内で育成する
		IV 政策課題対応型訓練(熟練技能育成・継承コース)	熟練技能者による指導者養成や若年者技能継承のための職業訓練を行う
		V 政策課題対応型訓練(認定実習併用職業訓練コース)	労働者に対してOJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う
		VI 政策課題対応型訓練(自発的職業能力開発コース)	労働者の自発的な職業能力開発を支援する
		VII 一般型訓練	中小企業において正規雇用労働者に対して職業訓練を行う

(注1)お問い合わせ先は、都道府県労働局(一部ハローワークでも受け付けるものがあります)。ただし、※印が付されたものは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)です。

(注2)助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。ただし、★が付されたものは障害者雇用納付金制度、☆が付されたものは一般会計を財源とします。(☆)が付されたものは、財源の一部が一般会計です。